

## 裾野市工場立地法に定める緑地に関する指導要綱

平成 24 年 9 月 3 日

告示第 99 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、裾野市工場立地法に基づく準則条例（平成 24 年裾野市条例第 号。以下「条例」という。）に基づき、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 1 号が定める緑地（以下「緑地」という。）の整備に関し、その基準を定め、質の高い緑地の形成を図ることにより、特定工場周辺の環境に配慮しつつ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

### (適用)

第 3 条 この要綱の規定は、条例第 3 条に定める区域内において、工場立地に関する準則（平成 10 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号）第 2 条の定める緑地の面積の敷地面積に対する割合を満たしていない特定工場（以下「当該特定工場」という。）の緑地を対象とする。

### (整備基準)

第 4 条 当該特定工場において緑地を整備するとき、敷地面積に条例第 3 条で区域ごとに定める環境施設的面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た最低限設置することが必要な環境施設的面積の 2 分の 1 以上については、樹木が生育する 10 平方メートルを超えて区画された土地又は建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるもので、次の基準のいずれかに適合するもの又は樹冠の大きさからみてこれと同等であると認められるもの（以下「質の高い緑地」という。）にしなければならない。

- (1) 10 平方メートル当たり高木（成木に達したときの樹高が 4 メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）が 1 本以上あること。
- (2) 20 平方メートル当たり高木が 1 本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。以下同じ。）が 20 本以上あること。
- (3) 低木により、おおむね表面が覆われていること。

### (特例)

第 5 条 前条の規定を満たすことができない場合において、当該特定工場周辺の区域に当該工場のために設置されていると認められる相当規模の緑地が存在し、実質的に前条の基準を満たすと市長が特に認めるときは、この限りでない。

### (届出)

第 6 条 当該特定工場は、法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 108 号）附則第 3 条第 1 項の規定による届出とともに質の高い緑地内訳表（別記様式）により市長に届け出なければならない。

2 当該特定工場は、質の高い緑地内訳表に記載した内容の変更を行う場合は、変更を行う30日前までに新たに質の高い緑地内訳表により市長に届け出るものとする。

(緑地の維持管理)

第7条 当該特定工場においては、この要綱の規定により整備した質の高い緑地について、適切な維持管理に努めなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。